



八人コ第97号
令和2年7月14日
(2-10)

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

八尾市長 山本 桂右



2020年度自治体キャラバン行動「新型コロナウイルス感染症のもとでの住民のいのちと暮らしを守るための要望書」について（回答）

平素は、八尾市政に多大のご支援・ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。
さて、先日貴会より提出のありました要望書につきまして、別紙のとおり回答いたします。

担当：人権文化ふれあい部
コミュニティ政策推進課
地域拠点係 野中
電話：072-924-3818（直通）

回 答 書

【要望内容】

1. 自治体の職員削減をやめ、緊急時にも市民救済にこたえられる職員配置をしてください。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。

(回答) 総務部 (人事課)

限られた職員数で、安定的かつ効率的な市民サービスの提供を可能とする組織体制について検討を行うとともに、人材を適材適所に配置し、効率的な行政運営に努めてまいります。

また、多様な人々が働ける職場環境の実現のため、個々の事情に応じた、多様で柔軟な雇用形態や働き方を検討してまいります。

2. 各市町村独自の現金支給をいち早く、かつ何度も行ってください。

(回答) 政策企画部 (政策推進課)

国による特別定額給付金の取り組みにつきましては、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない」と示され、このため、国民一人一人に対し感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うとされてきたものと認識しています。

その様な中、本市におきましては、『新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策(基本方針)』を定め、必要な支援について国・大阪府と歩調を合わせつつ、市民・市内事業者への経済的支援などを図ってきております。市民の家計への支援策につきましては、国による特別定額給付金制度が実施されている現状及び本市の財政状況等も踏まえ、必要な施策について検討してまいりたいと考えております。

なお、今後も、「市民のくらしの安全確保」・「市民生活への支援」・「地域産業への支援・活性化」の「3つの柱」のもと、各種の緊急対策について取り組みを進め、新型コロナウイルスとの共生が求められるこれからの社会において、八尾市民のいのちとくらしを守ることを最優先に、各種の取り組みを実施してまいります。

3. 国に対して特別定額給付金の第二弾、第三弾を行うよう強く要請してください。

(回答) 政策企画部 (政策推進課)

国による特別定額給付金の取り組みにつきましては、前項においても述べました通り、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない」

と示され、家計への支援策として実施されたものと認識しており、緊急事態宣言解除後の感染状況の推移等も踏まえる必要のあるものと認識しております。

定額給付金も含め、国においては過去に例を見ない規模での補正予算が措置されており、今後も国の動向を注視してまいりたいと考えております。

4. 各市町村独自に地域で活動するNPO、子ども食堂等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を立ち上げ、「食うに困っている」子ども、学生、シングルマザー、高齢者はじめ市民に食べ物が届くようにしてください。

(回答) 地域福祉部 (高齢介護課)

こども未来部 (こども政策課)

家庭環境にかかわらず、放課後を1人で過ごしたり、孤食となっている子どもたちが、食事や団らんなどを通して地域の中で安全、安心して過ごせる居場所として、無料もしくは安価に食事を提供するこども食堂が全国的な広がりを見せており、本市におきましても平成29年度より八尾市子どもの居場所づくり事業として、こども食堂などの運営を行う団体に居場所づくりの実施に必要な経費の助成を行っております。

また、フードバンクの取り組みや民間団体からの食材提供については、八尾市子どもの居場所づくり連絡会議などを通じて随時、参加団体に情報提供・資料提供を行っております。

今後も、すべての子どもたちが安心して過ごせる環境を整えるため、市民団体やフードバンクなどと連携して八尾市子どもの居場所づくり事業を実施いたします。

また、上記の取り組みについて、高齢者や高齢者施設等に対する情報提供等を行ってまいります。

5. 小中学校の給食費を無償化してください。休校中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行ってください。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化してください。

(回答) こども未来部 (子育て支援課)

保育所・こども園・幼稚園などの副食費の無償化につきましては、国制度によれば、在宅にて子育てをする場合でも同様に生じる費用であること、授業料が無償化されている義務教育の学校給食や他の社会保障分野の食事についても自己負担とされていることなどを踏まえ、利用者負担となりますが、制度上一定の減免措置はとられております。

(回答) 学校教育部 (学務給食課)

学校給食の実施に必要な施設設備の経費や運営費は義務教育諸学校設置者の負担ですが、これ以外の経費は学校給食を受ける児童生徒の保護者負担とすると、学校給食法に定められているところです。学校給食の内容につきましては、文部科学省より示されている学校給食摂取基準に則り献立を作成し、地場産物を取入れるなど工夫をしているところです。また、学校給食実施基準に基づき、学校給食は年間を通じ、原則として毎週五回、授業日の昼食時に実施しております。

6. 税・国民健康保険料・介護保険料などの値上げを行わず、さらに大幅な減免制度を行ってください。国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも適用拡大をしてください。6月の納付書送付時には、傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシをいれ周知を行ってください。なお、申請については窓口での三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

(回答) 財政部 (市民税課・資産税課・納税課)

市税は、道路や下水道などの社会資本の形成や、教育、福祉など、安心・安全のまちづくりを進めるうえで必要な財源として納めていただくものであり、市と住民との応益関係に着目して、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担をしていただくという性格があります。

このことを踏まえ、市税の減免については、納税義務者に特別のやむを得ない事由が発生し、徴収の猶予などをしてもお納付が困難であると認められるような場合に限り、個別の減免基準に照らして適用しております。なお、本市の個人住民税の減免基準は、府内各市と比較しても高い水準にあります。

減免申請の受付に当たっては、個別のご事情をお伺いする必要がありますので、減免申請書については、ダウンロード書式を掲載しておりません。このため、まずは担当課までお問い合わせ下さい。

担当者が、ご事情を詳しくお伺いし必要書類等のご説明を行った後、申請書をお送りします。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置については、現在、国において、中小事業者に対する緊急経済対策における税制上の措置として示されており、国の動向に注意しつつ適切に対応してまいるとともに、徴収猶予の特例制度につきましては市政だより等に掲載するとともに、申請書等を本市ホームページからダウンロードできるようにしています。

(回答) 地域福祉部 (高齢介護課)

介護保険制度は、介護保険事業計画の中で介護保険サービスにかかる費用について、公費と保険料の負担割合が明確に定められおり、保険料負担分については、各被保険者の所得等に応じた保険料率にて、ご負担いただいているものです。

介護保険料の減免につきましては、国通知に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により、生計維持者の収入が減少したこと等を判断基準とする減免を新たに実施しておりますが、減免制度の大幅な拡充は、他の被保険者の介護保険料に少なからず影響があることから困難です。

また、低所得者の保険料については、消費税率変更に伴う負担軽減強化により令和元年度より保険料率を引き下げております。

なお、保険料決定通知の送付時には、徴収猶予や減免の案内を同封すると共に、ホームページにも同内容を掲載して周知を図っており、窓口での三密を防ぐ観点から、郵送申請にも対応させていただいております。

(回答) 健康まちづくり部 (健康保険課)

新型コロナウイルス感染症に係る対応として、本市国民健康保険の被保険者の生活が厳しい状況になっていることを考慮し、令和2年度分の国民健康保険料については、基金等を投入するなどの負担緩和を図る策を講じており、誰も経験したことのない事態に対し、本市としては、令和2年度においてのみ、可能な限りの対応をしております。

国民健康保険料の減免につきましては、国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少するなど一定の条件に該当する場合、申請いただくことにより当該被保険者が属する世帯の国民健康保険料について減免できる制度を設置しました。

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給につきましては、制度を新設しており、国民健康保険においては、様々な就業・生活形態の被保険者がおられるため、その収入減少の状況も多様となり、それらの多様な収入形態の減少に対応することは、制度的に困難であるため、国民健康保険の被保険者のうち、被用者を財政支援の対象とするという国の通知の趣旨に従い、その運用に努めております。

各種制度等につきましては、納付書送付時に内容を記載した冊子やチラシを同封するなど、周知に努めております。

ホームページには、詳細な説明を掲載し、各種申請書についても、ダウンロードしていただけるようになっており、申請等につきましては、窓口が密となる状況をできるだけ回避するため、可能な限り郵送により対応させていただいております。

7. 生活保護、住居確保給付金などの申請は簡易にし、三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

(回答) 地域福祉部 (生活支援課・生活福祉課)

生活保護や住居確保給付金の申請にあたっては、一人ひとりの状況が異なることから、お困りの事情を詳しく聴かせていただき、適切な対応をさせていただく必要があると考えております。

なお、三密を避けることは非常に重要なことと考えており、待ち合いの椅子や相談窓口の間隔をあけるなどの感染防止や窓口等にはアクリル板を設置するなどの飛沫防止の対策をとっております。また、電話での相談など一人ひとりの状況に合わせて、きめ細かい対応をさせていただいております。

8. 新型コロナ感染症で明らかになったように医療体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけてください。自治体として発熱外来を医師会、公立病院等と協力して確保してください。医療機関や妊婦をはじめ必要に応じてPCR検査がうけられるように拡大してください。

(回答) 健康まちづくり部 (保険企画課)

今回の新型コロナウイルス感染症を通じ、医療体制確保の重要性は認識しておりますが、大阪府の所管事項であることから、地域医療構想につきましては、国や大阪府の動向を見据えてまいりたいと考えております。また、発熱外来の確保につきましても、市医師会、

八尾市立病院等と連携して対応してまいります。

なお、PCR検査につきましては、帰国者・接触者外来の医師の判断で実施しておりますが、国においては6月2日に唾液のPCR検査の保険適用が認められるなど、検体採取する医療機関の拡大が見込まれます。国による新たな検査手法の承認も踏まえ、今後の国・府の動向を注視しながら、受診体制の整備に努めてまいります。

9. 堺市・東大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかってください。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望してください。地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を大阪府・市直営に戻し、人員予算を拡充するよう大阪府に要望してください。

(回答) 健康まちづくり部 (保険企画課)

平成30年4月の開設以降、保健所の機能強化に努めているところです。また、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を大阪府・市直営に戻すこと、人員予算を拡充することについての要望につきましては、本市としてできる立場にないと認識しております。

10. マスク・消毒液・フェイスシールド・防護服・グローブ・ゴーグルなどを大阪府と協力して必要数を全医療機関および介護事業所等に配布してください。

(回答) 地域福祉部 (高齢介護課)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、国・大阪府の補助金を活用し、マスク等の支援を行っています。また、企業からの寄付物品についても、介護サービス事業所と連携し、配布を行っています。今後も介護サービス事業所に対しては、情報提供を行ってまいります。

(回答) 健康まちづくり部 (保険企画課)

マスク・消毒液・フェイスシールド・防護服・グローブ・ゴーグル等の衛生材料につきましては、数量に限りがありますことから、帰国者・接触者外来をはじめ、市内の病院、市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会へ配布しているところです。

今後も国や大阪府から供給される衛生材料の供給状況を鑑み、当該衛生材料の医療機関への配布に努めてまいりたいと考えております。

11. 患者・利用者減による医療機関・介護事業所・障害者事業所等の経営困難に対する赤字補填を国・大阪府に求めてください。

(回答) 政策企画部 (政策推進課)

この度の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、国において、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金として「持続化給付金」が制度化されており、本給付金については新型コロナウイルスの影響で収入に影響を受けている中小企業へ最大200万円が国から支給される仕組みであり、株式会社などに限定せず、社会福祉法人や医療法人なども要件を満たせば対象となるとされております。

また、緊急事態宣言解除後も各事業者等にとっては先行きの見えない状況が続くため、

継続的な給付を検討するよう全国 60 市で 2,233 万人の住民を抱える中核市市長会を通じて国に対して要望しております。

このほか、医療機関や介護事業者等に対する厚生労働省による支援策として、「新型コロナ緊急包括支援交付金事業」が創設され、医療・介護・障害保健福祉等の各分野に支援策が制度化されております。

支援策の代表例としましては、新型コロナ疑い患者の診療を行う救急・周産期・小児医療機関への院内感染防止対策支援として、医療機関の病床数の規模に応じた感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用へ活用可能な交付金が定められており、また、新型コロナ患者の入院受入れ医療機関に対してはさらに加算するなどの支援策が制度化されております。上記以外の医療機関等に対しては、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用の補助として、病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）、薬局・訪問看護ステーション・助産所等へそれぞれの事業所区分に応じた交付金設定が定められております。

また、その他にも医療従事者・介護従事者への慰労金についても実施されると認識しております。

この様な中、引き続き緊急事態宣言解除後も各事業者等にとっては先行きの見えない状況が依然として続くため、今後も国の動向を注視しつつ、各事業所に情報提供を行うほか、必要な場合は適宜、中核市市長会等のチャンネルを活用しつつ国等に対して要望を行いたいと考えます。

12. 「ステイホーム」が長引き、生活困窮や先行きの不安、養育疲れなどで、児童虐待やDVの可能性が高まる中、早期に把握し解決するための手立て、関係部署との連携をすすめてください。

(回答) 人権文化ふれあい部（人権政策課）

新型コロナウイルスの感染症拡大防止策として外出自粛により家庭内での不満やストレスが原因でDVにつながってしまうことが懸念されている中で、DV相談については、個々のケースに応じて専任のDV相談員を中心に、担当部門の職員が一体となって相談者に寄り添った対応に努めているところであります。

今後におきましても、警察、大阪府等の関係機関と連携を図りつつ、DV相談をはじめ男女共同参画センター「すみれ」での女性相談などを通じ、DV被害者の把握を行うとともに、被害の重篤化を防ぎ、適切な支援を行ってまいります。

(回答) 地域福祉部（生活支援課）

生活困窮に関する問題につきましては、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援や生活保護の相談を行っており、様々な相談を受ける中で関係機関と連携しているところです。

(回答) こども未来部（子育て支援課）

児童虐待については、要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関による連携のもと、新型コロナ感染症に起因する家庭環境の変化にも留意しながら、早期発見・対応に

努めております。

また、子育て総合支援ネットワークセンターみらいを市区町村子ども家庭総合支援拠点としての体制充実を図ることで、特に子どものいるご家庭の複合的な課題に対応できる相談機能のさらなる強化に努めてまいります。

13. 自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染予防策を早急に具体化してください。

(回答) 危機管理課

避難所における感染症対策について、国や大阪府の各通知や指針などとの整合性を図りながら、保健所等関係機関との協議の上で、災害時のフェーズごとの判断やゾーニング等の考え方について、運用方法をまとめ、避難所開設に従事する者を中心に、職員への周知を行っております。

また、市民の皆様に対しては、気をつけていただきたい点などを市ホームページや市政だよりで広報を行う等の啓発を進めております。

国や大阪府の動きを踏まえながら、今後も臨機応変な対応を行ってまいります。

